

## 刑務所等矯正施設出所者等の 再犯防止を支える「協力雇用主」

刑務所再入所者の約7割が再犯時に無職であることから、「第64回社会を明るくする運動」の重点事項として、就労等の生活基盤づくりにつながる取り組みの推進が挙げられています。

協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない人（以下、「雇用対象者」）を、その事情を理解した上で雇用する事業者のことで、就労支援を効果的に実施することで、再犯を防止する効果が期待されています。現在、全国に約1万1千の協力



- ①メンテナンス工事・作業現場の風景
- ②事務所に掲げられた社訓「決意と実行」
- ③(N)全国就労支援事業者機構発行の協力雇用主事例集「更生に寄り添う喜び」には、関根さんの寄稿文タイトルが採用されました

◆(N)神奈川県就労支援事業者機構  
☎045-222-8347 FAX045-222-8348  
◆横浜保護観察所  
☎045-201-3006 FAX045-640-1647

協力雇用主を募集しています。  
詳しくは、保護観察所または機構までお問い合わせください。

雇用主が登録されていますが、実際に雇用対象者を採用している事業主はおよそ400。業種別では建設業・サービス業・製造業が全体の約8割、従業員規模では100人未満の事業所が約8割を占めています。さまざまな背景を持つ雇用対象者の円滑な社会復帰・定着のためには、事業主との適切なマッチングと、幅広い業種の協力が必要であるといわれています。本紙表紙で紹介した関根さん（株式会社クリーンアドバンス会長）のお話では、協力雇用主に登録するに

あたり、「就職難の中、ハローワークには求職者が多数登録されている。なぜ、あえて刑務所等出所者なのか」と難色を示す声が上がったそうです。社会貢献の意義を役員・社員に対して丁寧に根気強く説明し、理解を得るに至ったのですが、就労に喜びと生きがいを見いだし、積極的に取り組んだ結果、社員の信頼を得て正社員に推される人がいる一方で、初日から無断で出社せず、周囲から反感を買ってしまう人もいます。社員以上に落胆してしまうこともあったと振り返ります。

「就労定着のためには、ただ就労の場を与えるのみならず、公私共に注意深く見守り、時には人生を語り、生きる目標など折に触れて励まし、懇談する必要性を強く感じる」と関根さん。  
80歳を迎えようという今もなお、ご自身の協力雇用主としての取り組みのほか、(N)神奈川県就労支援事業者機構の常務理事として、協力雇用主の広がりを探り、就労支援の推進による安全で安心な社会づくりに邁進されています。

(生活支援担当)

木と生きる幸福

**住友林業**

木と育む **保育園** [HAGUKUMU]  
木と寛ぐ **介護施設** [KUTSUROGU]  
木と癒す **児童施設** [IYASU]



木造化・木質化を通じて、お客様のニーズに合わせた施設的设计及び施工をサポートします。

ご相談、資料請求はこちらまでお問い合わせください。  
住友林業株式会社 木化営業部  
TEL:03-3214-2535 FAX:03-3214-3861 mocca@sfc.co.jp



「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています